

論文審査の要旨及び担当者

No.1

報告番号	甲 乙 第	号	氏 名	柳町 聡
論文審査担当者	主 査	政策・メディア研究科委員	総合政策学部教授	柳町 功
	副 査	政策・メディア研究科委員	総合政策学部教授	桑原 武夫
	副 査	政策・メディア研究科委員	総合政策学部専任講師	高木 丈也
	副 査	慶應義塾大学名誉教授	曾根 泰教	
	副 査	慶應義塾大学名誉教授	小澤 太郎	
学力確認担当者：				
戦後日韓を舞台に活躍した多くの在日韓国人企業家の中で、日韓双方の事業規模や事業の持続的発展の中身、また韓国社会への影響において、重光武雄ほど成功した企業家は存在しないと言われる。柳町 聡君の博士学位請求論文「在日韓国人企業家・重光武雄の理念と行動 ―ロッセの創業・成長期を中心に―」は、この点に着目し、日本・韓国双方における財閥・ロッセを一代で築いた重光武雄（しげみつ・たけお、韓国名・辛格浩[シン・キョクホ] 1921～2020）の企業家としての成功がどのような要素によってもたらされたのか、重光の理念と行動を中心に歴史的に考察した内容となっている。 本論文の構成と主たる分析は以下の通りである。第1章「序論」では、研究の背景と意義が述べられている。日本の植民地統治下の朝鮮から渡日し、戦後日本で事業的に成功し一定の財を蓄積した在日韓国人企業家の多くが、日韓国交正常化（1965年）を前後して母国にさまざまな経済的貢献を行っている。軍事クーデター後の朴正熙（パク・チョンヒ）政権にとって、国家再建を図り経済開発を進めるためには在日韓国人企業家は貴重な存在であり、大統領は積極的に母国投資を要請している。在日韓国人企業家たちにとって母国投資は、単純な事業進出以上に愛国的な思いを伴った「錦衣還郷（クミイファンヒャン）」（＝故郷に錦を飾る、の意）として儒教的正義を実現する場としての意味を持ったのであり、国家への貢献という大義名分を果たす重要な場であった。 日本で成功した在日韓国人企業家が母国投資を行った状況は、開発年代（1960～70年代）を通して見てみると、事業拠点を日本から完全に韓国に移したケース（李源萬 [イ・ウォンマン]、合成繊維）以外では事業規模はさほど大きくはなく、事業継続に失敗して撤退するケース（徐甲虎 [ソ・ガプホ]、紡績業）、母国進出の本来の役目を終えて第一線を退いたケース（李熙健 [イ・ヒゴン]、金融業）などが目立った。しかしその一方で、日韓双方の事業規模や事業の持続的発展の中身、また韓国社会への影響などの面において、重光武雄の存在は非常に際立っている。 本研究ではこの点に着目し、重光が他の在日韓国人企業家と共通して持つ要素と差別化される要素について考察している。重光がいかにも高い競争力を持ちえたのかという部分については、従来の日韓双方の研究の中ではほとんど言及されていない。本研究は、このような課題に正面から向き合い、1960～70年代というロッセの創業・成長期を中心に分析した初の試みと評価することが出来る。 以上のような問題意識に従い、リサーチクエスションと研究の方法が提示される。重光が他と差別化される特徴を示す4つの内容を年表から抽出し、それぞれ第3章、第4章、第5章、第6章で具体的に考察されている。				

まず第2章「在日韓国人企業家に関する先行研究」では、在日韓国人企業家に関する日本・韓国における先行研究のレビューがなされている。その結果、在日韓国人企業家に広く共通して確認できる4つの要素が指摘されている。朝鮮儒教の価値観（伝統からの離脱と負い目）、錦衣還郷（クムイファンヒャン）、日本社会との距離（差別、拒絶、反発）、愛国的企業家精神（母国・同胞のため）の4つであり、基本的に重光武雄にも当てはまる特徴と説明されている。

第3章「重光武雄の理念① イノベーターとしての創造的破壊」では日本におけるチューインガム事業の創業・発展が具体的に考察されている。後発メーカー・ロッテがいかんにして先発メーカー・ハリスとの競争に勝てたのか、企業家・重光の力量が発揮されたポイントとして、品質重視と新たな原料・天然チクルへのこだわり、斬新なマーケティング手法による市場の創造と販売促進の努力が説明されている。チューインガムの成功に見られる重光のイノベーション能力の高さは、その後チョコレート、キャンディへと受け継がれ、総合菓子メーカーまでの成長として描かれている。日本事業を牽引した重光の競争力の源としてイノベーション能力の高さが指摘されている。

第4章「重光武雄の理念② 市場としての韓国」では日韓国交正常化（1965年）後に行われた韓国進出が考察されている。1950年代末の第1次韓国進出の失敗から投資環境や自らの直線関与の重要性を学んだが、重光をして投資決断に至らせたのが最高指導者・朴正熙との出会いであった。加えて重光にとって韓国は、熱い思いが向けられる母国以上の存在、すなわち企業家として自らの力量が発揮できる安全な市場として位置づけられなければならなかった。正式な外交関係の樹立と法的環境整備、たとえば在日韓国人の法的地位協定（日本、1965年）、外資導入法（韓国、1966年）といった具体的な仕組みが重光の求めていた具体的投資環境であった。

第5章「重光武雄の理念③ 韓国における多角事業展開」ではじめに考察されたのは、重光が韓国で取り組もうと考えていた基幹産業への挑戦と挫折についてである。重光が描いた韓国事業は製鉄業であり、政府有力筋からの提案で始まったプロジェクトであった。結局政府の最終決定により重光の思いは実現できず、自らの最も得意とする菓子製造業から再起を図ることになる（1967年、ロッテ製菓）。その後精油事業に参入する機会があったが、この時も失敗に終わっている。政府の計画と重光の思いがようやく一致できたのが、国営企業の民営化であった。重光は石油化学メーカーの買収に成功し、念願の基幹産業進出を果たしている（1979年、湖南石油化学）。そうした一方で、全く意図しない事業要請だったのがホテル事業である。朴正熙大統領から直接の進出要請があり、断り切れないまま承諾の返事をして始められたのが後のロッテホテル（1979年開業）であった。百貨店も併設するホテル・流通事業がこうして始まったが、強力なリーダーシップを発揮する大統領および開発計画を主導する政府との深い関係、そして何よりも重光のもつ企業家としての力量が新たな事業創造を実現する要素となった。こうして韓国においては、「ロッテ＝菓子メーカー」という位置から非関連多角化を成し遂げ、総合財閥化を進めていくことになったことが説明されている。

第6章「重光武雄の理念④ 自らの限界克服 ―右腕・劉彰順の存在―」では、そうした韓国事業を企画・推進していく際に重光武雄の右腕となった劉彰順(ユ・チャンスン)について考察されている。中央銀行総裁・経済企画院長として公職者にあった劉彰順が政治的な理由から公職を離れていた当時、重光は彼をロッテ製菓創業に際して代表取締役会長として迎えている。1950年

の東京以来二人は旧知の間柄であったが、母国を長期離れていた重光に韓国内の人脈はなく、高い見識を持った劉彰順の存在は重光の韓国事業の推進にとってキーパーソンの役割を果たした。

全幅の信頼を置いた劉彰順の存在があったからこそ、重光は安心して日本と韓国を行き来しつつ両国のロッテを経営することが出来た。劉彰順は重光を支えただけではなく、韓国における幹部人材を育成し、再び公職（国務総理、全国経済人連合会会長など）を経てからはロッテの顧問として活躍したことなどが考察されている。

最後に第7章「結論」では、本研究全体のまとめが述べられている。本研究で取り上げた徐甲虎、李熙健はそれぞれ母国のため、同胞のためという理念をもって韓国への多大な貢献を行った。重光の場合は企業家としての目標とする方向性が異なっていた。チューインガムという商品が、日本人・韓国人を区別するものではなく、あくまで一つの市場に向けて投入される商品であったからであり、企業家・重光武雄の理念は常に品質を第一とし、斬新なアイディアを追求し続けるスタンスから逸脱することはなかった。また自らの限界を認識し、不足分を補う右腕として劉彰順のような人材を迎え入れたことの重要性が指摘されている。韓国での開発年代特有の状況は、政治的不安定さをはらみつつも大きな事業機会を提供する場でもあった。自らの意思として、また政府からの要請の結果として、企業家・重光武雄の理念と行動が非関連多角化の積極展開を生み、財閥化をもたらしたと考察されている。

以上の考察は、今まで未開拓であった重光武雄研究に本格的に取り組み、従来の在日韓国人企業家研究では言及されなかった新しい指摘を行ったという点で、学術研究としての新規性と意義を認めることが出来る。しかし本研究の議論自体だけでは、企業家・重光武雄を十分に考察できているとは言えない。

第1は、資料上の制約の克服についてである。回顧録や語録、インタビュー記事などにもとづいた考察を丁寧に行っているものの、裏付け資料の提示などには不十分さが散見される。公開資料だけでは核心に迫るには困難であろう。またそもそも社史や回顧録には当事者の事情により記述が省略されている部分が当然存在している。そうした空白部分をどのように補って解釈するかは、今後の課題となろう。当事者と直接的間接的に関わりのある企業や人物などの資料を用い、考察を一層補強していくことが必要であろう。

第2は、本研究の考察対象が1960～70年代に限定された点である。ロッテとしての発展の基礎をある程度説明できたのは事実であるが、1980年代以降の日韓ロッテの持続的成長を考察対象とすることは当然求められる。韓国では財閥化が進展する具体的内容、さらに重光家の二世代目、三世代目の時代となった今、創業者のDNAがどのように継承されているのか、また今度どのように継承されていくのか、一層深い考察が求められよう。

以上のような課題が認められるが、柳町 聡君の博士学位請求論文は学術研究としての一定の価値が認められると判断される。本審査委員会は、本論文をもって柳町 聡君が独立した研究者として研究を遂行していくために必要となる当該分野における十分な学識と研究能力があると認め、博士（政策・メディア）の学位授与に相応しいと認めるものである。